

平成26年6月

伊那市議会定例会議案書

平成26年6月2日

平成26年6月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	市道路線の廃止について……………	1
議案第2号	市道路線の変更について……………	2
議案第3号	伊那市税条例の一部を改正する条例……………	3
議案第4号	伊那市営住宅条例の一部を改正する条例……………	8
議案第5号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	11
議案第6号	伊那市公民館条例等の一部を改正する条例……………	12
議案第7号	平成26年度伊那市一般会計第1回補正予算について……………	15

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-8185	柳沢3号線	西春近 4679番1先	西春近 4159番2先		メートル 161.92	メートル 3.5~3.5

平成26年6月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、民間事業者による開発に伴い、路線を廃止するため、提案するものであります。

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-5061	中原6号線	前	手良沢岡 2067番70先	手良沢岡 1018番36先		メートル 585.25	メートル 2.0~4.5
		後	手良沢岡 1018番1先	手良沢岡 1018番36先		メートル 265.25	メートル 3.5~4.5

平成26年6月2日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、民間事業者による開発に伴い、路線の一部を廃止するため、提案するものであります。

伊那市税条例の一部を改正する条例

伊那市税条例（平成18年伊那市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「2輪」を「二輪」に改める。

第23条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改める。

第33条第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第34条の4中「100分の12.3」を「100分の9.7」に改める。

第48条第2項中「法の施行地に」の次に「本店若しくは」を加え、「法の施行地外にその源泉がある所得について」を削り、同条第5項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第52条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第57条及び第59条中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第80条第1項中「2輪」を「二輪」に改める。

第82条中「1台について、」の次に「それぞれ」を加え、同条第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の三輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円

第87条第1項から第3項までの規定中「2輪」を「二輪」に改める。

附則第4条の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「を同法第40条第3項」を「を同条第3項」に、「租税特別措置法第40条第6項から第10項まで」を「同法第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動

車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第19条第1項中「第33条及び第34条の3」を「第33条第1項及び第2項並びに第34条の3」に改める。

附則第19条の2第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第19条の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第22条から第23条までを削る。

附則第24条を附則第22条とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の4の改正規定及び次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第18条の3、第80条、第82条及び第87条の改正規定並びに附則第3条及び第5条（この条例の規定による改正後の伊那市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条に係る部分を除く。）の規定 平成27年4月1日
- (3) 第23条、第48条、第52条第1項及び附則第16条の改正規定並びに次条第5項、附則第4条及び第5条（新条例附則第16条に係る部分に限る。）の規

定 平成 28 年 4 月 1 日

(4) 第 33 条第 5 項、附則第 19 条第 1 項及び第 19 条の 2 第 2 項の改正規定 平成 29 年 1 月 1 日

(5) 第 57 条及び第 59 条の改正規定 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 19 条の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第 33 条第 5 項及び附則第 19 条第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第 19 条の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第 34 条の 4 の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例第 82 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 26 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第 4 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成 15 年 10 月 14 日前に初めて道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第 16 条の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の 12 月」とする。

第 5 条 平成 27 年 3 月 31 日以前に初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第 82 条及び新条例附則第 16 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第16条の表以外の部分	第82条	伊那市税条例の一部を改正する条例（平成26年伊那市条例第 号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条の表第82条第2号アの項	第82条第2号ア	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

平成26年6月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の施行等に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市営住宅条例の一部を改正する条例

伊那市営住宅条例（平成18年伊那市条例第149号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

相生住宅	伊那市高遠町西高遠 487番地29	木造	60.45	平成6年度 2戸	35,000
------	----------------------	----	-------	-------------	--------

」を

「

相生住宅	伊那市高遠町西高遠 487番地29	木造	60.45	平成6年度 2戸	30,000
------	----------------------	----	-------	-------------	--------

」に、

「

小原上住 宅	伊那市高遠町小原 755番地	耐2	39.69	平成5年度 4戸	30,000
	伊那市高遠町小原 755番地	耐2	39.60	平成5年度 2戸	30,000

」を

「

小原上住 宅	伊那市高遠町小原 755番地	耐2	39.69	平成5年度 4戸	24,000
	伊那市高遠町小原 755番地	耐2	39.60	平成5年度 2戸	24,000

」に

改め、三栄集落移転住宅の項を削り、

「

小原北特 賃住宅	伊那市高遠町小原 529番地3	木造	81.16	平成6年度 2戸	48,000
	伊那市高遠町小原 532番地1	木造	81.16	平成6年度 2戸	48,000
	伊那市高遠町小原 593番地1	木造	81.16	平成5年度 3戸	48,000
	伊那市高遠町小原	木造	81.16	平成5年度	48,000

	594番地			3戸	
	伊那市高遠町小原 595番地1	木造	81.16	平成5年度 4戸	48,000
	伊那市高遠町小原 596番地	木造	81.16	平成5年度 2戸	48,000
瀬戸特賃 住宅	伊那市高遠町小原 999番地1	中耐	65.07	平成7年度 12戸	48,000
	伊那市高遠町小原 999番地1	中耐	65.07	平成8年度 6戸	48,000
	伊那市高遠町小原 999番地1	中耐	32.53	平成8年度 6戸	33,000
小原南後 継者定住 住宅	伊那市高遠町小原 105番地	中耐	65.07	平成10年度 12戸	48,000
	伊那市高遠町小原 107番地	中耐	68.75	平成11年度 6戸	48,000
	伊那市高遠町小原 107番地	中耐	55.51	平成11年度 9戸	42,000
小原南住 宅	伊那市高遠町小原 100番地1	中耐	62.56	平成17年度 9戸	45,000
小原南特 賃住宅	伊那市高遠町小原 100番地1	中耐	62.56	平成18年度 9戸	45,000

」を

「

小原北特 賃住宅	伊那市高遠町小原 529番地3	木造	81.16	平成6年度 2戸	40,000
	伊那市高遠町小原 532番地1	木造	81.16	平成6年度 2戸	40,000
	伊那市高遠町小原 593番地1	木造	81.16	平成5年度 3戸	40,000
	伊那市高遠町小原 594番地	木造	81.16	平成5年度 3戸	40,000
	伊那市高遠町小原 595番地1	木造	81.16	平成5年度 4戸	40,000
	伊那市高遠町小原 596番地	木造	81.16	平成5年度 2戸	40,000
瀬戸特賃 住宅	伊那市高遠町小原 999番地1	中耐	65.07	平成7年度 12戸	39,000
	伊那市高遠町小原	中耐	65.07	平成8年度	39,000

	999番地 1			6戸	
	伊那市高遠町小原 999番地 1	中耐	32.53	平成8年度 6戸	20,000
小原南後 継者定住 住宅	伊那市高遠町小原 105番地	中耐	65.07	平成10年度 12戸	39,000
	伊那市高遠町小原 107番地	中耐	68.75	平成11年度 6戸	40,000
	伊那市高遠町小原 107番地	中耐	55.51	平成11年度 9戸	34,000
小原南住 宅	伊那市高遠町小原 100番地 1	中耐	62.56	平成17年度 9戸	40,000
小原南特 賃住宅	伊那市高遠町小原 100番地 1	中耐	62.56	平成18年度 9戸	40,000

」に

改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、三栄集落移転住宅の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

平成26年6月2日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公営住宅以外のその他の住宅の家賃を改定するとともに、住宅の一部を廃止するため、提案するものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年伊那市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成 24 年法律第 51 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市公民館条例等の一部を改正する条例

(伊那市公民館条例の一部改正)

第1条 伊那市公民館条例（平成18年伊那市条例第178号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

伊那市西箕輪6700番地2

」を

「

伊那市西箕輪4000番地8

」に改める。

別表第3の1 施設使用料の(6) 西箕輪公民館を次のように改める。

(6) 西箕輪公民館

		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
講堂	平日	6,300円	8,700円	11,800円	13,800円	19,900円	25,700円
	土日 祝日	7,300円	9,900円	13,500円	15,800円	22,600円	29,300円
	利用面積 が3分の 2の場合	平日	4,200円	5,800円	7,900円	9,200円	13,300円
	土日 祝日	4,900円	6,600円	9,000円	10,500円	15,100円	19,500円
利用面積 が3分の 1の場合	平日	2,100円	2,900円	3,900円	4,600円	6,600円	8,600円
	土日 祝日	2,400円	3,300円	4,500円	5,300円	7,500円	9,800円
第1会議室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
第2会議室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
第3会議室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円

第4会議室	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
和室(1)	800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
和室(2)	500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円
調理実習室	1,000円	1,400円	2,100円	2,500円	3,600円	4,600円
創作室	1,000円	1,400円	2,100円	2,500円	3,600円	4,600円

(伊那市役所支所設置条例の一部改正)

第2条 伊那市役所支所設置条例(平成18年伊那市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

伊那市西箕輪6700番地2

」を

「

伊那市西箕輪4000番地8

」に改める。

(伊那市地域自治区条例の一部改正)

第3条 伊那市地域自治区条例(平成18年伊那市条例第230号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中

「

伊那市西箕輪6700番地2

」を

「

伊那市西箕輪4000番地8

」に改める。

(伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第4条 伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年伊那市条例第101号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表中「西箕輪支所前公衆便所」を「西箕輪公衆便所」に改める。

附 則

この条例は、平成26年7月25日から施行する。

平成26年6月2日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

西箕輪公民館及び西箕輪支所の移転に伴い、位置及び公民館施設使用料の規定等の改正を行うため、提案するものであります。

平成26年度伊那市一般会計第1回補正予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成26年度伊那市一般会計第1回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成26年6月2日提出

伊那市長 白鳥 孝